# 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	障害福祉課
委託業務名	相談支援機能強化事業業務及び大津市基幹相談調整センター事業
委託業務場所	大津市内
概   要	大津市障害者相談支援事業実施要領(以下、「要領」という。)第4条に 規定する相談支援機能強化事業を実施する。 加えて、要領第5条に規定する下記基幹相談調整センター事業も併せて 実施する。 (1)相談支援機能強化事業所の取りまとめに関すること。 (2)大津市地域生活支援拠点コーディネーター設置事業実施要領第6 条に基づく地域生活支援拠点コーディネーターの取りまとめに関すること。 (3)大津市障害者自立支援協議会の事務局業務に関すること。
契約期間	令和7年 4月 1日から 令和8年 3月31日まで
契約年月日	令和7年 4月 1日
契約金額	7, 471, 200円
契約の相手方	〔所在地〕滋賀県野洲市北桜978番地の2 〔名 称〕社会福祉法人びわこ学園
契約相手方の 選 定 理 由	委託業者は、障害者総合支援法第51条の17第1項第1号に基づく指定特定相談支援事業者であり、本市の障害者福祉施策に精通する主任相談支援専門員を配置できる事業者であって、要領第4条に規定する相談支援機能強化事業を実施できる事業者が他にはないことから当該事業の随意契約の相手方として選定する。また、社会福祉法人びわこ学園は、相談支援機能強化事業を継続して実施してきた実績があり、大津市障害者自立支援協議会の事務局業務を含め、本市全域の障害福祉連携・連絡調整業務に精通する専任の職員を配置できる唯一の事業者であることから基幹相談調整センター事業の随意契約の相手方として選定する。

地方自治法施行令第167条の2第1項

根 拠 規 程

- (2)不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
  - 2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策 随意契約については、別途公表をしています。

(様式第2号)

大津市障害者相談支援事業実施要領(一部抜粋)

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項第3号に基づく大津市障害者相談支援事業(以下「事業」という。)は、障害者や障害者の介護を行う者及び障害児の保護者など(以下「障害者等」という。)からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができることを目的とする。

#### (事業内容)

第2条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 福祉サービスの利用援助
- (2) 社会資源を活用するための支援
- (3) 社会生活力を高めるための支援
- (4) ピアカウンセリング
- (5) 権利擁護のために必要な援助
- (6) 専門機関の紹介
- (7) 大津市障害者自立支援協議会への参画
- (8) 必要となる障害福祉サービスに結びついていない障害者に対する家庭訪問等の支援
- (9) その他市長が必要と認める支援

#### (委託相談支援事業)

第3条 市長は、本市が指定する法第51条の17第1項第1号に基づく指定特定相談支援 事業者のうち、適当と認める指定事業者に対し、前条に定める事業を委託できるものとし、 委託を受けた指定事業者を委託相談支援事業者という。

2 前項の委託相談支援事業者は、委託相談支援事業を実施するために、専任の相談員を1 名以上配置し、相談室等の設備を備える施設を有していなければならない。

### (相談支援機能強化事業)

第4条 市長は、委託相談支援事業者のうち、適当と認める事業者に対し、次に定める相談 支援機能強化事業を委託できるものとし、委託を受けた指定事業者を相談支援機能強化事 業者という。

- (1) 法第77条の2第1項に基づく基幹相談支援センターの業務に関すること。
- (2) 計画相談支援等におけるモニタリング結果の検証に関すること。
- (3) 市指定障害福祉サービス事業所のうち次に掲げるものの利用希望者の取りまとめに関すること。
- (ア) 施設入所支援事業所
- (イ) 日中サービス支援型共同生活援助事業所
- (ウ) 共同生活援助事業所のうち施設整備に当たり本市の補助を受けているもの
- (エ) その他共同生活援助事業所のうち設置者が利用希望者の取りまとめを希望するもの
- (4) 大津市障害者自立支援協議会の運営に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める支援に関すること。
- 2 前項の相談支援機能強化事業者は、主任相談支援専門員を1名以上配置するものとする。 (基幹相談調整センター事業)

第5条 市長は、相談支援機能強化事業者のうち、適当と認める一の事業者に対し、次に定める基幹相談調整センター事業を委託できるものとし、委託を受けた指定事業者を基幹相談調整センター事業者という。

前条の委託を受けた相談支援機能強化事業所の取りまとめに関すること。

## (様式第2号)

大津市地域生活支援拠点コーディネーター設置事業実施要領第6条に基づく地域生活支援 拠点コーディネーターの取りまとめに関すること。

(3) 大津市障害者自立支援協議会の事務局業務に関すること。